

令和3年第4回（9月）都城市議会定例会 付議事件一覧

令和3年9月2日現在

●市長提出議案案件

議案案件 36件（承認＝3件、条例＝7件、補正予算＝5件、決算認定＝13件、単行＝8件）

諮問案件 4件（人権擁護委員候補者4名）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 承認議案 3件

頁

1	議案第81号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和3年度都城市一般会計補正予算)	※
2	議案第82号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和3年度都城市一般会計補正予算)	※
3	議案第116号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和3年度都城市一般会計補正予算)	※

○ 条例議案 7件

頁

4	議案第83号	都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、高城地区及び高崎地区が一部過疎地域とみなされたことを受け、同法に基づく地方税の減収補填措置を利用した固定資産税の課税免除を行うことにより、過疎地域における地域産業の振興を図るため、条例を制定するもの	1
5	議案第84号	都城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用し、行政手続の利便性向上や行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政手続のオンライン化に必要な事項を定める条例を制定するもの	9
6	議案第85号	都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの	19
7	議案第86号	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの	25
8	議案第87号	都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの	35
9	議案第88号	都城市地域子育て支援センター条例の制定について 山之口地域子育て支援センター及び山田地域子育て支援センターについて、施設の管理運営に関する事項を規定する必要があるため、条例を制定するもの	45

	議案第 89 号	都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城条例の制定について	
10	国が設置する休憩・情報発信施設と連携して、市民及び道路利用者の安全で快適な休憩の場を提供するとともに、地域産業の振興及び防災の拠点となる都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城を設置するため、条例を制定するもの		51

○ 補正予算議案 5 件

頁

11	議案第 90 号	令和 3 年度都城市一般会計補正予算（第 4 号）	※
12	議案第 91 号	令和 3 年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	※
13	議案第 92 号	令和 3 年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	※
14	議案第 93 号	令和 3 年度都城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	※
15	議案第 94 号	令和 3 年度都城市水道事業会計補正予算（第 1 号）	※

○ 決算認定議案 13 件

頁

16	議案第 95 号	令和 2 年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について	69
17	議案第 96 号	令和 2 年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	71
18	議案第 97 号	令和 2 年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	73
19	議案第 98 号	令和 2 年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	75
20	議案第 99 号	令和 2 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	77
21	議案第 100 号	令和 2 年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	79
22	議案第 101 号	令和 2 年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	81
23	議案第 102 号	令和 2 年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について	83
24	議案第 103 号	令和 2 年度都城市水道事業会計決算の認定について	85
25	議案第 104 号	令和 2 年度都城市簡易水道事業会計決算の認定について	87
26	議案第 105 号	令和 2 年度都城市御池簡易水道事業会計決算の認定について	89
27	議案第 106 号	令和 2 年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について	91
28	議案第 107 号	令和 2 年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について	93

○ 単行議案 8 件

頁

	議案第 108 号	工事請負契約の締結について	
29	西岳小校舎長寿命化改良（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、丸宮・田中 特定建設工事共同企業体が、3 億 4 980 万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		95
	議案第 109 号	工事請負契約の締結について	
30	物産振興拠点施設整備事業「道の駅都城」建設（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、大淀・藤誠・丸昭 特定建設工事共同企業体が、10 億 6 480 万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		99

	議案第110号	工事請負契約の締結について	
31	物産振興拠点施設整備事業「道の駅都城」建設（電気）工事について、先般行った一般競争入札の結果、九電工・みやえい・ワサダ 特定建設工事共同企業体が、1億8425万円（税込み）で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		103
32	議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について	
	都城市妻ヶ丘地区体育館の指定管理者に妻ヶ丘地区体育協会を指定することについて、議会の議決を求めるもの		107
33	議案第112号	都城市過疎地域持続的発展計画の策定について	
	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、高城地区及び高崎地区が一部過疎地域とみなされたことを受け、過疎対策事業債等の様々な国の支援措置を活用し、計画的かつ効果的な過疎対策を実施するため、都城市過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求めるもの		117
34	議案第113号	令和2年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
	令和2年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金2億7千230万1千427円のうち8千495万9千277円を減債積立金に積み立て、1億8千734万2千150円を組入資本金に加えることについて、議会の議決を求めるもの		119
35	議案第114号	令和2年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
	令和2年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金4千674万5千579円のうち2千752万7千209円を組入資本金に加えることについて、議会の議決を求めるもの		121
36	議案第115号	令和2年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	
	令和2年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金1千145万7千409円のうち396万3千457円を組入資本金に加えることについて、議会の議決を求めるもの		123

○ 諮問案件 4件

頁

37 - 40	諮問第4号- 諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	※
---------------	-----------------	--------------------------------	---

令和3年第4回都城市議会定例会（9月）

（議案第81号～第115号、諮問第4号～第7号）

議案第 83 号

都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定に
ついて

都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定
する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第3条の規定により過疎地域としてみなされ法の適用を受ける本市の区域（以下「過疎地域」という。）のうち、同法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）において製造業、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）、旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）又は情報サービス業等（以下「適用事業」という。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替えをいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき固定資産税の課税免除をすることにより、過疎地域内の産業の振興を図り、過疎地域の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「特別償却設備」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう。

(課税免除の要件等)

第3条 市長は、省令第1条第1号イに規定する期間内に、産業振興促進区域内において令和3年4月1日以降に特別償却設備の取得等をした者について、当該取得等をした特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。

2 前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度（当該固定資産を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度）以降3か年度とする。

(課税免除の申請等)

第4条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容について審査し、固定資産税の課税免除の可否を決定するものとし、当該可否、課税免除の額等を規則で定める通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により固定資産税の課税免除を受けた者は、その理由が変更又は消滅した場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(課税免除措置の承継)

第5条 相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、課税免除を受けた者に変更が生じたときは、その承継者に対して課税免除を継続することができる。この場合において、当該適用設備に係る課税免除の期間は、承継前の期間を引き継ぐものとする。

2 前項の規定により承継者が引き続き課税免除を受けようとするときは、規則で定める届出書を前条第1項に規定する申請書と併せて提出しなければならない。

(課税免除の取消し)

第6条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除の措置を取り消すことができる。

(1) 適用事業を廃止し、若しくは休止したとき又は適用事業が休止の状況にあると認められるとき。

(2) 課税免除の申請に不正な行為があったとき。

(適用除外)

第7条 都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）に定める課税免除の対象となる特別償却設備については、この条例の規定は適用しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(都城市企業立地促進条例の一部改正)

2 都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）の一部を次のように改正する。

別表第1 固定資産税の免除の項中「

設置した工場等が操業を開始した日以後において、新たに固定資産税を課することになる年度から3年間について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税を免除する。ただし、都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条による固定資産税の課税免除を受けようとする家屋及び償却資産並びにこれらの敷地である土地については、適用しない。

」を「

設置した工場等が操業を開始した日以後において、新たに固定資産税を課することになる年度から3年間について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税を免除する。ただし、都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条及び都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第 号）第3条による固定資産税の課税免除を受けようとする家屋及び償却資産並びにこれらの敷地である土地については、適用しない。

」に改める。

(都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

3 都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条の規定の適用の対象となる家屋、構築物、償却資産又は土地」の次に「、都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第 号）第3条の規定の適用の対象となる家屋、償却資産又は土地」を加える。

議案第 83 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部 総合政策課】

条例名	都城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例			
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	公布の日	制定年月	新規制定	
制定改廃の目的・背景	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 4 月 1 日に施行され、本市においては、高城地区及び高崎地区が同法第 3 条の規定に基づき、一部過疎地域とみなされた。過疎地域の支援制度の一つに、地方税の減収補填措置があり、過疎地域内の産業振興促進区域において一定の事業用資産を取得した事業者について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の 75%が普通交付税で補填されるものである。</p> <p>これを受け、過疎地域における地域産業の振興を図るため、固定資産税の課税免除に関する条例を制定するもの。</p>			
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等（インターネットサービス業、通信販売、市場調査等）		
	免除期間	課税免除を行った年度から最大 3 か年		
	軽減の対象となる設備	新增設した設備に係る家屋、償却資産（機械・装置）、土地 ※取得又は製作若しくは建設 ※資本金 5,000 万円超の法人は新設・増設のみ		
	要件	対象地域において、適用期間内に対象業種の用に供する設備を取得し、取得の額が 500 万円以上（注 1）であること		
	（注 1）取得価額の下限額			
	対象業種		資本金規模	
		5,000 万円以下	5,000 万円超	1 億円超
製造業・旅館業		500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
農林水産業等販売業		500 万円以上		
情報サービス業等		500 万円以上		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号） ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項 ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 31 号）第 1 条第 3 号 			
制定改廃を要する関係条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都城市企業立地促進条例（平成 18 年条例第 207 号） ・ 都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 30 年条例第 31 号） 			
備考				

議案第 84 号

都城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

都城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例、規則、規程等（市の規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程及び議会の規則をいう。以下同じ。）並びに宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）及び宮崎県教育委員会における事務処理の特例に関する条例（平成12年宮崎県条例第35号）により市が処理することとされた事務について規定する宮崎県の条例及び宮崎県の執行機関の定める規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関若しくは議会又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって法律又は条例等上独立に権限を行使することを認められたもの
 - ウ 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けた団体
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に

供されるものをいう。

- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外

の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについて、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は適用しない。

（1）手続等のうち、申請書等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第9条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、市民が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(都城市行政手続条例の一部改正)

2 都城市行政手続条例（平成18年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「(前項の書面を含む。)」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

議案第 84 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部 デジタル統括課】

条例名	都城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 10 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用し、行政手続の利便性向上や行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政手続のオンライン化に必要な事項を定める条例を制定するもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 対象となる行政手続を規定した条例を改正することなく、条例などで規定されている書面による申請、処分通知等のオンライン化を可能とする。</p> <p>(2) マイナンバーカードでの本人確認を可能とする。</p> <p>(3) 情報連携による添付書類の省略を可能とする。</p>		
関係する法令及びその条項	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）		
制定改廃を要する関係条例等	都城市行政手続条例（平成 18 年条例第 18 号）		
備考			

議案第 85 号

都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>第2条 都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。次項及び第6項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、利用する児童がいないことが明らかかな時間帯であつて、安全の確保に支障がない場合に限り、そ</u></p>

<u>3</u> (略)	の時間帯において放課後児童支援員の数を支援の単位ごとに1 人とすることができる。この場合において、支援員を補助員に 代えることはできない。
<u>4</u> (略)	
<u>5</u> (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 85 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	第 1 条：公布の日 第 2 条：令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 26 年 9 月
制定改廃の目的・背景	国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正により、放課後児童クラブの職員配置基準が緩和されたこと等に伴い、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	(1) 放課後児童支援員認定研修の実施者に中核市の長を追加 (改正条例第 1 条) (2) 利用する児童がいないことが明らかな時間帯であって、安全の確保に支障がない場合は、一支援単位当たり 2 人以上となっている放課後児童支援員の数を 1 人とすることができる旨を追加 (改正条例第 2 条)		
関係する法令及びその条項	放課後児童健全育成事業実施要綱 (平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 8 号)		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 86 号

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章（略）</p> <p>附則 （保育所等との連携）</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 16 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章（略）</p> <p>第 6 章 雑則（第 49 条）</p> <p>附則 （保育所等との連携）</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 16 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて保育を提供すること。

2・3 (略)

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて保育を提供すること。

2・3 (略)

4 市長は、次の各号のいずれかにかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が法第24条第3項の規定による調整を行うに当たつて、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(苦情への対応)

第21条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定に係る措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(苦情への対応)

第21条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定に係る措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した

保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

(準用)

第48条 (略)

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ

保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合は、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

(準用)

第48条 (略)

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 26 年 9 月
制定改廃の目的・背景	国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>(1) 家庭的保育事業者等と連携協力を行う保育所等の適切な確保と、その適用をしないこととすることができる場合の規定を変更 (第 6 条)</p> <p>(2) 食事提供の特例における栄養士に係る規定を変更 (第 16 条)</p> <p>(3) 苦情への対応に係る規定を変更 (第 21 条)</p> <p>(4) 家庭的保育事業における家庭的保育者の要件に係る規定を変更 (第 23 条)</p> <p>(5) 居宅訪問型保育事業が提供する保育に係る規定を変更 (第 37 条)</p> <p>(6) 家庭的保育事業者等及びその職員が、書面で行うことが規定されているものに代えて、電磁的記録により行うことができることの規定を追加 (第 49 条)</p>		
関係する法令 及びその条項	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号)		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 87 号

都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもこの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもこの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合）については、<u>都城市子ども・子育て支援法施行細則（令和元年規則第20号）第6条第1項及び第2項の規定による通知</u>によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもこの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもこの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利
用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以
下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては
1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等
の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保
事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）
にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令
第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条にお
いて同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保
事業にあっては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を行う者を
除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正
かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供さ
れるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を提供する。園、
幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保
しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連
携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特
定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、こ
の限りでない。

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員
の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができ
ない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する
特定教育・保育をいう。）を提供すること。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利
用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以
下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては
1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等
の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1
号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規
定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において
同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C
型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第
4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下とし、居宅
訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を行う者を
除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地
域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が
継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を
行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）
を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域
であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるも
のにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者に
ついては、この限りでない。

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員
の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができ
ない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する
特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供
すること。

(3) (略)

(3) (略)

2. 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
3. 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならぬ。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合、事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
4. 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特

定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならぬ。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設を

設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業により支援される他の必要な適切な支援を行うことができず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

いう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができず、この条例の施行の日から起算して10年を規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第 87 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 26 年 9 月
制定改廃の目的・背景	国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、市の基準を定める条例について所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 特定教育・保育の提供を求められた場合における受給資格等の確認に係る規定を変更（第 8 条）</p> <p>(2) 特定教育・保育の提供を行う施設に係る規定を変更（第 15 条）</p> <p>(3) 特定地域型保育事業における小規模保育事業 A 型及び B 型の定義を第 42 条第 3 項第 1 号にも適用させる規定を追加（第 37 条）</p> <p>(4) 特定教育・保育施設等との連携に係る規定の追加（第 42 条）</p> <p>(5) 連携施設に関する経過措置に係る規定において、特定地域型保育事業者の定義規定の変更及び連携施設を確保しないことができる期間についての規定を変更（附則第 4 条）</p>		
関係する法令及びその条項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 88 号

都城市地域子育て支援センター条例の制定について

都城市地域子育て支援センター条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市地域子育て支援センター条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する子育てに関する相談、子育て家庭間の交流等の機会を提供し、子どもの健やかな育ちを支援する地域子育て支援拠点事業を実施する施設として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 支援センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
都城市山之口地域子育て支援センター	都城市山之口町花木2630番地3
都城市山田地域子育て支援センター	都城市山田町山田4297番地1

(事業)

第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て家庭間の交流の場の提供と交流の促進に関すること。
- (2) 子育てに関する相談及び援助の実施に関すること。
- (3) 地域の子育て関連情報の提供に関すること。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業

(利用者の範囲)

第4条 支援センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳児、幼児及びその家族
- (2) 妊娠中の者及びその者に同伴する者
- (3) 子育て支援に携わる者又は団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(開館時間)

第5条 支援センターの開館時間は、午前9時30分から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 支援センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要

と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日から12月31日まで
(使用料)

第7条 支援センターの使用料は、無料とする。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、支援センターの利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 営利を目的として使用し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 支援センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) 前3号に掲げるもののほか、支援センターの管理上支障があると認められる者

(原状回復)

第9条 利用者は、その利用が終わったとき、又は前条各号の規定により利用を制限され、若しくは退館を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失により支援センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第 88 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市地域子育て支援センター条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 10 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	山之口地域子育て支援センター及び山田地域子育て支援センターについて、施設の管理運営に関する事項を規定する必要があるため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	(1) 本施設の設置目的 (第 1 条) (2) 施設の名称及び位置 (第 2 条) (3) 本施設で取り組む事業 (第 3 条) (4) 利用者の範囲 (第 4 条) (5) 開館時間 (第 5 条) (6) 休館日 (第 6 条) (7) その他施設の管理に必要な事項を規定		
関係する法令及びその条項	・児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 3 第 6 項 ・子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 59 条第 9 号		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 89 号

都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城条例の制定について

都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城条例

(設置)

第1条 国が設置する休憩・情報発信施設と連携し、市民及び道路利用者に安全で快適な休憩の場を提供するとともに、本市の誇る「日本一の肉と焼酎」を中心とする地場製品の販売、道路情報及び地域情報の発信並びに多様な世代の交流と賑わいを通じた地域産業の振興及び地域経済の活性化を図り、さらには防災拠点の機能付与を通じた市民の安心安全の確保を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市都北町5225番地1に都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城（以下「道の駅」都城」という。）を設置する。

(施設)

第2条 「道の駅」都城の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) キッチンスタジオ
- (2) 多目的室
- (3) イベント広場
- (4) アスレチック広場
- (5) 木製遊具広場
- (6) 観光案内所
- (7) 駐車場
- (8) 公衆便所

2 「道の駅」都城は、国の所有する施設及び民間事業者の所有する施設と併設するものとする。

(事業)

第3条 「道の駅」都城は、第1条に規定する目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地場産業の発展及び振興に関する事業
- (2) 地場産業製品に係る企画立案、研究開発及び企業支援に関する事業
- (3) 地場産業製品の販路開拓に係る調査、研究及び代行に関する事業
- (4) 道路利用者等の休憩のための施設に関する事業
- (5) 道路情報、観光情報、イベント情報その他情報の提供に関する事業
- (6) 市民と道路利用者の交流促進及び市内への流入人口の拡大に関する事業

(7) 避難場所、災害時避難支援、道路被災情報発信その他防災機能の強化に関する事業

(8) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要であると市長が認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、「道の駅」都城の管理を法人その他の団体で市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 「道の駅」都城の指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 「道の駅」都城の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、「道の駅」都城及びその附属設備(以下「施設等」という。)の管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 「道の駅」都城の利用者に対する最適なサービスを確保できる者

(2) 施設等の適切な維持及び管理を図ることができる者

(3) 施設等の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減を図ることができる者

(4) 前条の規定による申請の内容に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有している者

2 前項の指定に際しては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 指定管理者の指定に伴う権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 施設等の管理に係る業務を一括して第三者に委託しないこと。

(3) 施設等の現状を市長の許可なく変更し、又はこれに工作を加えないこと。

(4) 施設等を市長の許可なく設置目的外に利用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(指定管理者の行為)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、施設等の建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる。

(管理業務の範囲)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 第11条に規定する利用の許可、第13条に規定する利用許可の取消し等、第14条に規定する利用の制限及び第16条に規定する原状回復に関する業務
- (3) 第17条に規定する使用料の徴収に関する業務
- (4) 第17条第4項の規定により利用料金として収受させる場合において、当該利用料金の減免及び還付に関する業務
- (5) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用時間)

第9条 施設等の利用時間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる施設 | 午前9時から午後10時まで |
| (2) 第2条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 | 午前9時から午後9時まで |
| (3) 第2条第1項第5号及び第6号に掲げる施設 | 午前9時から午後6時まで |
| (4) 第2条第1項第7号及び第8号に掲げる施設 | 終日 |

(休館日)

第10条 施設等の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 1月1日
- (2) 施設等点検日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、施設等のうち第2条第1項第7号及び第8号に掲げる施設にあつては、無休とする。

(利用の許可)

第11条 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、利用させることが施設等の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

(差別的取扱いの禁止等)

第12条 指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が施設等を利用することを拒んではならない。

2 指定管理者は、市民が施設等を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限することができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。

- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要と認められるとき。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者
- (5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(利用権の譲渡の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の徴収)

第17条 施設等の使用料は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる施設及びその附属設備の使用料 別表第1
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる施設及びその附属設備の使用料 別表第2
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる施設及びその附属設備の使用料 別表第3

2 利用者は、前項の使用料を指定管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

3 指定管理者は、前項で定める期日までに使用料の納入がないときは、その利用の許可を取り消すことができる。

4 市長は、施設等の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第1項の使用料に代えて、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、当該利用料金は、第1項の規定にかかわらず、別表に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

5 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、次条及び第19条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と（第18条第1項を除く。）、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（使用料の減免）

第18条 市が公用で利用する場合又は指定管理者が市長の承認を得て実施する自主事業のために利用する場合は、使用料を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

（1）市又は指定管理者と共催で行う事業のために利用する場合

（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく市内の学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく市内の保育所又はこれらに準ずるものが、教育又は保育目的のために利用する場合

（3）前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合

（使用料の還付）

第19条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

（1）天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。

（2）市長の都合により、利用許可の取消し等をしたとき。

（3）利用者が利用しなくなった場合又は利用を変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたとき。

2 前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付方法、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

（事業報告書）

第20条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中におい

て第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第21条 市長は、施設等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期的に、若しくは必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第23条 指定管理者及び施設等の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設等の管理において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後も、同様とする。

(損害賠償)

第24条 故意又は過失によって施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第25条 第6条第1項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第22条第1項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規

則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の規定による指定管理者の指定に関する必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第17条関係）

区分			単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
調理室	営利目的等のとき	午前9時から午後5時まで	1時間	2,600円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		午後5時から午後10時まで	同上	3,580円	同上
	営利目的等以外のとき	午前9時から午後5時まで	同上	300円	同上
		午後5時から午後10時まで	同上	420円	同上
冷暖房設備			1時間	上記基礎額に相当する額の5割相当	同上

燻製設備	人／1 メニュー	500円	同上
器具備品等	品名別に規則で定める単位	品名別に規則で定める額	同上

備考

- 1 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する（別表第2において同じ。）。
- 2 「営利目的等」とは、営利を目的として利用するとき、その他市長がこれらに類すると認めるときをいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。

別表第2（第17条関係）

区分			単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
多目的室 （全面利用の場合）	営利目的等 のとき	午前9時から午後5時まで	1時間	5,610円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。 この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		午後5時から午後10時まで	同上	7,230円	同上
	営利目的等以外 のとき	午前9時から午後5時まで	同上	870円	同上
		午後5時から午後	同上	1,080円	同上

		10時まで			
多目的室 (3分の 2面利用 の場合)	営利目 的等の とき	午前9時 から午後 5時まで	同上	3,740円	同上
		午後5時 から午後 10時まで	同上	4,820円	同上
	営利目 的等以 外のと き	午前9時 から午後 5時まで	同上	580円	同上
		午後5時 から午後 10時まで	同上	720円	同上
多目的室 (3分の 1面利用 の場合)	営利目 的等の とき	午前9時 から午後 5時まで	同上	1,870円	同上
		午後5時 から午後 10時まで	同上	2,410円	同上
	営利目 的等以 外のと き	午前9時 から午後 5時まで	同上	290円	同上
		午後5時 から午後 10時まで	同上	360円	同上
冷暖房設備			同上	上記基 礎額に	同上

		相当する額の5割相当	
器具備品等	品名別に規則で定める単位	品名別に規則で定める額	同上

別表第3（第17条関係）

区分			単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
平日	営利目的等のとき	午前9時から午後1時まで	1回	4,920円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。 この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		午後1時から午後5時まで	同上	5,040円	同上
		午後5時から午後9時まで	同上	6,400円	同上
	営利目的等以外	午前9時から午後1時まで	同上	2,480円	同上
		午後1時から午後5時まで	同上	2,520円	同上
		午後5時	同上	3,200円	同上

		から午後 9時まで			
休日	営利目的等のとき	午前9時から午後1時まで	同上	5,920円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。 この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
		午後1時から午後5時まで	同上	6,080円	同上
		午後5時から午後9時まで	同上	7,680円	同上
	営利目的等以外のとき	午前9時から午後1時まで	同上	2,960円	同上
		午後1時から午後5時まで	同上	3,040円	同上
		午後5時から午後9時まで	同上	3,840円	同上
器具備品等			品名別に規則で定める単位	品名別に規則で定める額	同上

備考 平日とは休日以外の日を、休日とは都城市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条第1項に規定する休日をいう。

議案第 89 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：ふるさと産業推進局】

条例名	都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	国が設置する休憩・情報発信施設と連携して、市民及び道路利用者の安全で快適な休憩の場を提供するとともに、地域産業の振興及び防災の拠点となる都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城を設置するため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	(1) 本施設の設置目的及び位置 (第1条) (2) 本施設の施設構成並びに国所有施設及び民間事業所所有施設と併設される旨を規定 (第2条) (3) 本施設で取り組む事業 (第3条) (4) 指定管理者に関する規定 (第4条から第8条まで) (5) 利用時間。なお、道の駅の性質上、駐車場やトイレ (屋外のトイレに限る。) は24時間開放する。 (第9条) (6) 休館日。なお、道の駅の性質上、駐車場やトイレ (屋外のトイレに限る。) は無休とする。 (第10条) (7) その他施設の管理に必要な事項を規定		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第95号

令和2年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度都城市一般会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第96号

令和2年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度都城市国民健康保険特別会計（事業勘定及び診療施設勘定）歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第97号

令和2年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第98号

令和2年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第 99 号

令和 2 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第100号

令和2年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第101号

令和2年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第102号

令和2年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第103号

令和2年度都城市水道事業会計決算の認定について

令和2年度都城市水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第104号

令和2年度都城市簡易水道事業会計決算の認定について

令和2年度都城市簡易水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第105号

令和2年度都城市御池簡易水道事業会計決算の認定について

令和2年度都城市御池簡易水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第106号

令和2年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について

令和2年度都城市公共下水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第107号

令和2年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について

令和2年度都城市農業集落排水事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第108号

工事請負契約の締結について

西岳小校舎長寿命化改良（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 西岳小校舎長寿命化改良（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 349,800,000円 |
| 4 契約の相手方 | 丸宮・田中 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市庄内町8031番地2
丸宮建設 株式会社 |

議案第108号関係資料

西岳小校舎長寿命化改良（建築主体）工事

- 1 工事概要 西岳小校舎の長寿命化改良に伴う建築主体工事
 管理・普通・特別教室棟 鉄筋コンクリート造 2階建
 建築面積 919.36㎡
 延床面積 1,478.63㎡
- 2 予定価格 354,970,000円（消費税及び地方消費税込み）
 322,700,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 349,800,000円（消費税及び地方消費税込み）
 318,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 98.54%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
下森・木場 特定建設工事共同企業体（60：40）	321,000,000	
都北・須賀 特定建設工事共同企業体（70：30）	320,000,000	
丸宮・田中 特定建設工事共同企業体（70：30）	318,000,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第109号

工事請負契約の締結について

物産振興拠点施設整備事業「道の駅都城」建設（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 物産振興拠点施設整備事業「道の駅都城」建設
（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1,064,800,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大淀・藤誠・丸昭 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市上長飯町5427番地1
大淀開発 株式会社 |

議案第109号関係資料

物産振興拠点施設整備事業「道の駅都城」建設（建築主体）工事

1 工事概要 「道の駅都城」建設に伴う建築主体工事

本棟 鉄骨造 平屋	建築面積	3,030.22 m ²
	延床面積	2,732.87 m ²
イベント広場 鉄骨造 平屋	建築面積	360.64 m ²
	延床面積	360.64 m ²
おもいやり駐車場 鉄骨造 平屋	建築面積	50.22 m ²
	延床面積	54.00 m ²

2 予定価格 1,076,020,000円（消費税及び地方消費税込み）
978,200,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 1,064,800,000円（消費税及び地方消費税込み）
968,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.95%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
大淀・藤誠・丸昭 特定建設工事共同企業体 （50：30：20）	968,000,000	落札
都北・國高・木場 特定建設工事共同企業体 （50：25：25）	972,000,000	
丸宮・持永・田中 特定建設工事共同企業体 （50：30：20）	975,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第110号

工事請負契約の締結について

物産振興拠点施設整備事業「道の駅都城」建設（電気）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 物産振興拠点施設整備事業「道の駅都城」建設
（電気）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 184,250,000円 |
| 4 契約の相手方 | 九電工・みやえい・ワサダ 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市年見町15号1番地
株式会社 九電工 都城営業所 |

議案第110号関係資料

物産振興拠点施設整備事業「道の駅都城」建設（電気）工事

- 1 工事概要 「道の駅都城」建設に伴う電気設備工事
 本棟：鉄骨造 平屋
 （建築面積3,030.22㎡、延床面積2,732.87㎡）
 電灯設備工事：電灯分岐、コンセント分岐
 幹線設備工事：電灯・動力幹線、動力分岐、空調換気電源
 高圧受変電設備工事：高圧受変電設備、接地工事等
- 2 予定価格 192,170,000円（消費税及び地方消費税込み）
 174,700,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 184,250,000円（消費税及び地方消費税込み）
 167,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 95.87%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
内村・栄進・トーエイ 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	167,800,000	
九電工・みやえい・ワサダ 特定建設工事共同企業体 (60:20:20)	167,500,000	落札
九南・九州電通・田之上 特定建設工事共同企業体 (50:25:25)	171,000,000	
マエムラ・ナガノ・霧島 特定建設工事共同企業体 (60:20:20)	169,500,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第111号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市地区体育館条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市妻ヶ丘地区体育館

- 2 指定管理者となる団体の名称
妻ヶ丘地区体育協会

- 3 指定の期間
令和3年10月1日から令和8年3月31日まで

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

都城市妻ヶ丘地区体育館指定管理者候補者選定の概要

都城市妻ヶ丘地区体育館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和3年9月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

妻ヶ丘地区体育協会

(2) 代表者名

亀谷 エミ子

(3) 所在地

都城市菖蒲原町4街区8号

(4) 設立年月日

平成3年9月4日

(5) 従業員数

13名

(6) 業務内容

体育・スポーツ事業(妻ヶ丘地区ミニバレーボール大会、ミニテニス大会、各種スポーツ団体の育成・支援)

施設管理事務(施設利用調整、施設の清掃、需用費等の支払いなどの施設の維持管理)

2. 指定期間

令和3年10月1日 ～ 令和8年3月31日(4年6か月間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市妻ヶ丘地区体育館 (都城市一万城町14号1番地1)	延床面積：896.52㎡

(2) 業務概要

施設名	業務内容	備考
都城市妻ヶ丘地区体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用許可及び利用許可の取消 ・使用料の徴収及び納入に関する業務 ・施設内及び周辺清掃点検 2回以上/月 ・小規模修繕 1件につき3万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)未満の軽微なもので、かつ、年度総額10万円を超えない範囲 	利用調整会議を必要に応じて開催すること

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

各地区の体育施設は地域密着型及び地区スポーツの拠点施設として、地区住民に活発に利用されており、住民自治意識の向上、地域協働の推進等が期待でき、かつ、その受け皿となるべき団体がこの地域に該当団体しか存在しないため。

(2) 申請書類の審査結果

・市民の平等な利用の確保について

当該施設の管理方針及び設置目的を認識し、利用調整会議等の開催により、利用者間の調整が図られている。

・施設の効用の最大限の発揮について

地域密着型及び地区スポーツ施設の拠点施設として、各種競技団体や関係団体、利用者との連携や交流の提案がなされている。

・経済的な管理運営と適正な経費配分について

利用調整会議時に、節電、節水や施設利用に関して指導することにより、光熱水費や修繕費等の削減等、経済的な管理運営がなされ、定期的な清掃や小規模修繕等の維持管理を地区体育協会が行うことにより、利用者の要望等に対して迅速な対応を行うことができる。

・管理運営能力について

組織体制の確立がなされ、良好な財務状況であり、また当該施設の過去の業務

実績もあることから、施設の管理運営については熟知している。各種競技団体等と連携し、定期的なスポーツ教室や各種スポーツレクリエーション等の実施により、地域住民の利用促進が図られている。

申請団体名 妻ヶ丘地区体育協会
 希望する施設名 妻ヶ丘地区体育施設

主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
平成30年度	上長飯一万城地区施設管理運営業務 (上長飯一万城地区体育館)	1 施設利用許可、利用許可の取消し等に関する業務 2 使用料の徴収業務 3 施設の維持及び小規模修繕に関する業務 4 施設の管理運営業務	838,960
令和元年度	上長飯一万城地区施設管理運営業務 (上長飯一万城地区体育館)	1 施設利用許可、利用許可の取消し等に関する業務 2 使用料の徴収業務 3 施設の維持及び小規模修繕に関する業務 4 施設の管理運営業務	854,496
令和2年度	上長飯一万城地区施設管理運営業務 (上長飯一万城地区体育館)	1 施設利用許可、利用許可の取消し等に関する業務 2 使用料の徴収業務 3 施設の維持及び小規模修繕に関する業務 4 施設の管理運営業務	854,496

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要が分かる資料がある場合は、添付してください。

令和2年度 地区体育協会収支決算書

収入の部

項目	予算	決算	摘要
繰越金	60,260	60,260	
登録料	65,000	72,000	加入金 @1,000×72
補助金	110,000	81,000	市体育協会
雑収入	0	200	給付金
合計	235,260	213,460	

支出の部

項目	予算	決算	摘要
事業費	100,000	50,000	各団体補助
事務費	10,000	10,173	印刷代 総会冊子
旅費交通費	20,000	8,000	2000×4
負担金	60,000	0	
会議費	35,000	11,800	総会、監査
慶弔費	5,000	0	
雑費	5,260	3,000	謝礼
合計	235,260	82,973	

収入 支出
 213,460 - 82,973 = 130,487 (次年度繰越)

令和2年度 学校体育施設解放事業業務収支決算書

収入の部

項目	予算	決算	摘要
繰越金	16,162	10,162	
業務費	228,000	232,223	市スポーツ振興課
雑収入	0	0	
合計	244,162	248,385	

支出の部

項目	予算	決算	摘要
委託料	165,000	160,000	上小、東小、妻中
事務費	60,000	51,000	受付業務
雑費	19,162	0	
合計	244,160	211,000	

収入 支出

248,385 - 211,000 = 37,385 (次年度繰越)

令和2年度 指定管理業務収支決算書

収入の部

項目	予算	決算	摘要
繰越金	57,745	57,745	
業務費	838,960	854,496	市スポーツ振興課
雑収入	0	3	利息
合計	896,705	912,244	

支出の部

項目	予算	決算	摘要
備品購入費	140,000	67,182	体育館整備
賃金	130,000	130,000	役員手当
事務費	70,000	56,727	受付業務
委託費	50,000	18,500	草刈、清掃
消耗品費	20,000	9,707	ペーパー コム印
通信費	7,000	6,200	電話、印紙他
水道光熱費	310,000	225,003	電気 水道料
修繕費	130,000	36,342	ガラス取替他
会議費	30,000	12,036	理事会 総会
印刷製本費	5,000	1,980	印刷代
雑費	4,705	2,823	
合計	896,705	566,500	

収入 支出
 912,244 - 566,500 = 345,744 (次年度繰越)


監査報告

関係証拠書類等、照合致しました結果
 異常ないことを認めました。
 令和3年 4月 23日

監査

永田光充 

監査

加藤弘昭 

事業計画書(概要版)

申請団体名 妻ヶ丘地区体育協会
 希望する施設名 妻ヶ丘地区体育施設

(1) 市民の平等な利用に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の健康増進と体力の増強を図るとともに、地区のスポーツ関係団体相互の連携を密にし、親睦を深め、生涯スポーツの普及及び競技力向上を図ることを基本として管理運営を行う。 ・利用者調整会議を毎月開催し、利用者間の調整を図る。 ・利用者から施設に係る相談や苦情等を受け付ける体制を整え、重要な案件については内部協議を行い、市(スポーツ振興課)と連絡を取りながらその解決に当たる。
(2) 施設効用の発揮に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型及び地区スポーツ施設の拠点施設として、地区の各種競技団体や社会教育関係団体、スポーツ推進委員、利用者との連携を強化し、利用者主体のサービスの提供に努め、清潔で安全・快適な環境の場を創出する。
(3) 経済的な管理運営に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・経費配分は、前年度実績に基づき配分を行うが、利用者調整会議時に、節電、節水や施設利用に関して指導することにより、光熱水費や修繕費等の削減が見込まれる。 ・定期的な清掃や小規模修繕等の維持管理を地区体育協会が行うことにより、利用者の要望等に対して迅速な対応を行うことができる。
(4) 安定的な施設の管理運営に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に必要な人員体制を整えている。 ・地区の社会教育関係団体やスポーツ推進委員と連携を図り、定期的なスポーツ教室や各種レクリエーション等を実施する。 ・緊急時の連絡網を整備し、緊急時には迅速に市(スポーツ振興課)と連携できる体制を整える。 ・施設管理運営の実施によって知り得た個人情報の漏洩、滅失、損傷等の事故防止や個人情報の適切な管理を行う。
(5) 地域に貢献する取り組みについて
<p>妻ヶ丘地区体育協会主催のミニバレーボール大会を開催し、普段スポーツをしていない方々にも参加いただけるように働きかける。</p>
(6) 公の施設を管理するに当たりアピールしたいこと
<p>妻ヶ丘地区体育協会は、地域の生涯スポーツの普及・振興に寄与するため、地区の競技団体等で構成された社会教育関係団体であり、現在も利用の調整や施設の清掃、器具の点検、需用費等の支払などの施設管理運営を行っている。また、地区体育施設は地域密着型及び地区スポーツの拠点施設として、地区住民に活発に利用されていることから、地区体育協会が行うことにより、住民自治意識の向上や効率的な施設の管理運営ができる。</p>

議案第112号

都城市過疎地域持続的発展計画の策定について

都城市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第113号

令和2年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金272,301,427円のうち84,959,277円を減債積立金に積み立て、187,342,150円を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第114号

令和2年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度都城市公共下水道事業会計未処分利益剰余金46,745,579円のうち27,527,209円を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第115号

令和2年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金11,457,409円のうち3,963,457円を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

都城市長 池田 宜永